# 五霞町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度 の人件費率
平成	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	8,740	4,424,572	155,344	836,063	18.9	18.5

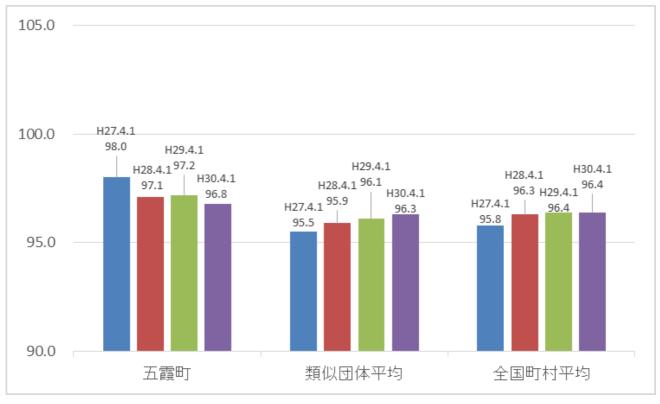
## (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

		100 日 244		給	Ė	Ĵ-	費
区	分	職員数	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
平成		人		千円	千円	千円	千円
29年	度	85	323	, 486	47,628	130,450	501,564

(参考)一人当た	(参考)類似団
り給与費	体平均一人当
B / A	たり給与費
千円	千円
5,901	5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。なお、五霞町では当該職員を雇用していない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平 均したものである。

#### (4) 給与改定の状況

①月例給

区分						
		民間給与	公務員給与	較差	較差 勧告	
		A	В	A - B	(改定率)	
00 /5	nte:	円	円	円	%	%
30年	- 医	411,595	410,940	655	0.16	0.19

(参考) 国の改定率 % 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ②特別給(期末·勤勉手当)

		人事委員	会の勧告			( }
区分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	
	割合 A	支給月数 B	А — В	(改定月数)		
0.0年 南	月	月	月	月	月	
30年度	4.46	4.40	0.06	0.05	4.45	

(参考) 国の年間 支給月数 月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の 支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

#### 「実施 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

## (給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施しました。 また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施し ました。 ②地域手当の見直し 五霞町では支給していません。

#### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五霞町	41.4歳	308,845円	349,116円	333,613円
茨城県	42.7歳	332,168円	417,758円	376,468円
玉	43.5歳	329,845円	_	410,940円
類似団体	41.5歳	304,556円	350,996円	329,554円

② 医療職・技能労務職・教育職

五霞町では、医療職・技能労務職・教育職の任用は、ありません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の 平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区	分	五霞町	茨城県	国
60. 스크 코스 파카	大 学 卒	179,200円	185,800円	179,200円
一般行政職	高 校 卒	147,100円	151,500円	147,100円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

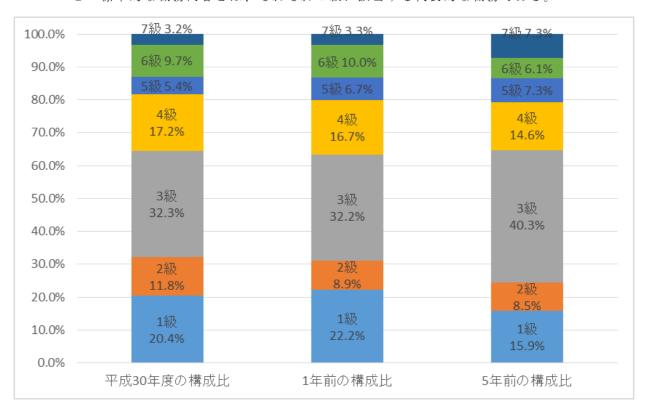
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
40. 41. 64	大 学 卒	261,600円	330,800円	368,600円	386,100円
一般行政職	高校卒	該当なし	該当なし	346,750円	該当なし

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成30年4月1日現在)

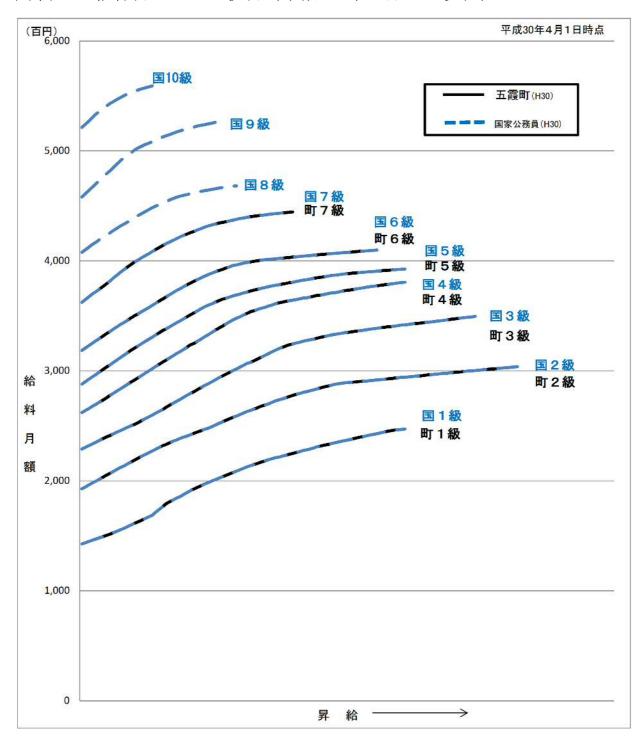
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	1 主事補の職務 2 主事の職務	19人	20.4%	142,600円	247, 100円
2	級	1 主任の職務	11人	11.8%	192,700円	303,800円
3	級	1 副主幹の職務 2 主査の職務	30人	32.3%	228,900円	349,600円
4	級	1 主幹の職務	16人	17.2%	262,000円	380,600円
5	級	1 主席主幹の職務 2 高度の知識経験に 基づき困難な業務を 行う主幹の職務	5人	5.4%	288,000円	392,600円
6	級	1 課長、事務局長及 び教育次長の職務 2 参事の職務	9人	9.7%	318,500円	409,800円
7	級	1 高度の知識経験に 基づき困難な業務を 行う課長の職務	3人	3.2%	362,300円	444,500円

- (注) 1 五霞町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 平成 18 年に 8 級制を 6 級制に変更 (旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれ ぞれ統合) した。
  - 2 平成24年1月1日から6級制を7級制に変更した。

# (2)国との給料表カーブ比較表 (平成30年4月1日現在)



# (3) 昇給への人事評価の活用状況 (五霞町)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		0		0	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分		0		0
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
П.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

# 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当・勤勉手当

五霞町	茨 城 県	国	
1人当たり平均支給額(29年度)	1人当たり平均支給額(29年度)		
1,512千円	1,750千円	_	
(平成29年度支給割合)	(平成29年度支給割合)	(平成29年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.60月分 1.80月分	2.60月分 1.80月分	2.60月分 1.80月分	
(1.45)月分 (0.85)月分	(1.45)月分 (0.85)月分	(1.45)月分 ( 0.85)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等に	職制上の段階、職務の級等に	職制上の段階、職務の級等に	
よる加算措置	よる加算措置	よる加算措置	
・役職加算 5%~15%	・役職加算 5%~20%	・役職加算 5%~20%	
	・管理職加算 15%~25%	・管理職加算 10%~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (五霞町)

平成 30 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な	支給実績が	支給可能な	支給実績が
	位用している/以順平	成績率	ある成績率	成績率	ある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
□.	人事評価を活用していない	0		0	
	活用予定時期	令和2年6月		令和2年6月	

# (2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

	五	霞	町			国		
(支給率)	自己	都合	応募認定・定	三年 ニュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	(支給率)	自己都合 瓜	芯募認定・定	至年
勤続20年	19.66	95月分	24.58687	5月分	勤続20年	19.6695月分	24. 58687	5月分
勤続25年	28.03	95月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075	月分
勤続35年	39.75	75月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575月分	47.709	月分
最高限度額	47.70	9 月分	47.709	月分	最高限度額	47.709 月分	47.709	月分
その他の加算	算措置				その他の加算	算措置		
定年前早期追	退職特例	列措置	(割増率2~4	5%)	定年前早期追	<b>退職特例措置(</b>	(割増率2~4	5%)
1人当たり平	均支給	額						
自己都合	9,	837千日	円					
勧奨・定年	F 20,	524千日	円					

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

五霞町では支給していません。

### (4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成	[29年度決算]			0千円
支給職員1人当	たり平均支給年額(平	成29年度決算)		0円
	る手当支給職員の割合	0 %		
手当の種類 (手	- 当 数 )		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	町税等の賦課, 徴	課税資料の調査,納	0 千円	1日につき、500円
	収に従事する職員	税指導,滞納金の徴		※ 滞納金の差押え
		収に従事した日		業務に従事したと
				きは、1件につき500
				円
保健業務手当	保健師活動業務に	保健師の資格を	0 千円	勤務1月につき
	従事する職員	有する職員		2,500円
野犬等死体処	衛生業務に従事す	野犬等の撲滅に	0 千円	1頭につき300円
理作業手当	る職員	関して死体の処		
		理作業		
社会福祉業務	社会福祉業務に従	精神病患者を移	0 千円	従事した作業1件に
手当	事する職員	送する等、特に身		つき2,000円
		体に危害を受け		
		るおそれのある		
		業務に従事した		
		とき、あるいは行		
		旅病人, 死亡人,		
		変死人等の処理		
		作業		
重用土木機械	現業部門に所属す	重用土木機械の	0 千円	従事した日、1日に
作業手当	る職員で、重用土	作業及び運行作		つき300円
	木機械の作業及び	業		
	運行に従事した職			
	員			

### ※企業職を除く全職種

※ただし、五霞町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 60 年五霞村条例第7号)附則により、平成 20 年 4 月 1 日から全ての特殊勤務手当を支給していません。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 29 年度決算)	15,623千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	240千円
支給実績(平成28年度決算)	15,140千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	237千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

# (6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

	T = (T M 30 T 4)		/	士纵盘体	士公職員11火キャ
工 业 夕	内宏及形式生经出伍	国の制	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	度との異同	異なる内容	(平成29年 度決算)	平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養 手 当	他に生計の途がなく主	24 1/4		~ ~ ~ ~ ·	(1)(1)(1)(1)(1)
	として職員の扶養を受				
	けている扶養親族のあ				
	る職員に支給				
	●配偶者 6,500円				
	●子 10,000円	⊟		10.0157	007.006
	●父母等 6,500円	同	_	10,917千円	237, 326円
	※親族である子のうち				
	満16歳の年度初めから				
	満22歳になる年度末ま				
	での子 1 人につき				
	5,000 円加算				
住居手当	●借家の場合				
	月額12,000円を超える				
	家賃を払っている職員	同	_	3,895千円	299,615円
	に支給	lh1		3,895干円	299, 615円
	※家賃の額に応じて				
	27,000 円を限度に支給				
通勤手当	●電車、バスを利用す				
	る場合				
	6 か月定期の価格を基				
	本として 1 か月当たり				
	55,000円まで支給	同	_	4,387千円	58,493円
	●乗用車等を利用する	l+1		4,307   🗅	30, 493
	場合				
	使用距離等に応じて、				
	2,000 円~31,600 円を				
	支給				
管理職手当	課長(7級50,000円、6				
	級 45,000 円) 、参事 6				
	級 42,000 円、主席主幹	異	支給額	15,286千円	463, 212円
	5級40,000円、主幹(5				
	級及び4級35,000円)				

# 5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

	区	,	分	給 料 須 等
給	町		長	(参考)類似団体における最高/最低額718,000円870,000円/345,000円
料	副	町	長	( 798,000円 ) 622,000円 ( 円 )
報	議		長	355,000円 365,000円 / 200,000円 (円)
西州	副	議	長	316,000円 ( 円 ) 316,000円 / 168,000円
1-4-11	議		員	301,000円 301,000円/143,000円 円 )
期末	町副	町	長 長	(平成 29 年度支給割合) 6月期 1.55月分 12月期 1.75月分 合 計 3.30月分
手当	議副議	議	長長員	(平成 29 年度支給割合) 6月期 1.55月分 12月期 1.75月分 合 計 3.30月分
退職手以	町副	町	長長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職年数×5.5 1,579万6,000円 任期毎 給料月額×在職年数×3.1 771万2,800円 任期毎
当	備		考	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

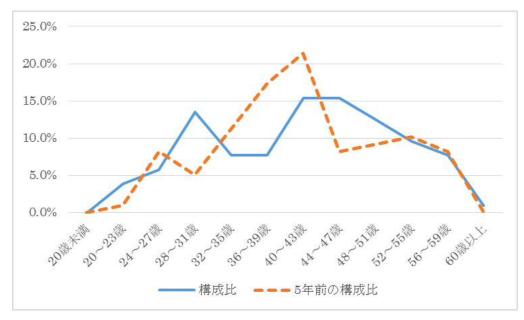
# (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	_	区分	職員	数数	対 前 年	- 4- M -4
部門			平成29年	平成30年	増 減 数	主な増減理由
普	一般	議会 総務・企画 税務 労働	2 27 8 1	2 2 9 7 1	0 2 <b>1</b> 0	公共施設等管理計画の実施等他部門への配置替え
通	行政	農林水産商工土木	8 2 8	8 2 8	0 0 0	
会	部門	民生衛生	11 8	1 1 9	0 1	嘱託職員の欠員補充
計部		計	7 5	7 7	2	<参考>   人口1万人当たり職員数 88.10人   (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.04人)
門門	教	女育 部 門	10	1 0	0	
	消	的 部 門	0	0	0	
	/]:		85	87	2	< 参考 > 人口 1 万人当たり職員数 99.54人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 129.23人)
公 営 企会	_	水 道 下 水 その他	4 3 11	4 3 10	0 0 <b>1</b>	
業計等部門	/J:	、計	18	17	<b>1</b>	
	合	計	103 [125]	104	1 [125]	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 118.99人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

# (2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		}	>	>	>	>	>	>	>	}	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	4	6	14	8	8	16	16	13	10	8	1	104

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	74	72	73	76	75	77	3 (4.05%)
教育	11	11	9	10	10	10	<b>▲</b> 1 ( <b>▲</b> 9.09%)
消防	0	0	0	0	0	0	_
普通会計計	85	83	82	86	85	87	2 (2.35%)
公営企業等会計計	14	16	16	16	18	17	3 (21.43%)
総合計	99	99	98	102	103	104	5 (5.05%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

### ① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費B	職員給与費比率	(参考) 平成28年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成	千円	千円	千円	%	%
29年度	447,752	38, 105	13,525	3.02	3.07

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費12,773千円を含まない。

E A	職員数	給	<u>F</u>	ĵ-	費	一人当たり	普通会計
区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	人当たり
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29年度	4	17,125	2,092	7,081	26,298	6,575	5,9

普通会計平均一 人当たり給与費 千円 5,901

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。
  - イ 特記事項 特になし。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五霞町水道	46.8歳	360,275円	564,246円
五霞町一般行政	41.4歳	308,845円	462,808円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

五 霞 町 水 道	五霞町 (一般行政職・団体平均等)			
1人当たり平均支給額 (29年度)	1人当たり平均支給額 (29年度)			
1,811千円	1,512千円			
(平成28年度支給割合)	(平成29年度支給割合)			
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当			
2.60月分 1.80月分	2.60月分 1.80月分			
(1.45)月分 (0.85)月分	(1.45)月分 ( 0.85)月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5%~15%	・役職加算 5%~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

	五霞町水	道		五霞町	(一般行政職・因	団体平均等)	)
(支給率)	自己都合 応	募認定・定	至年	(支給率)	自己都合 応	募認定・定	年
勤続20年	19.6695月分	24.58687	5月分	勤続20年	19.6695月分	24.58687	5月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575月分	47.709	月分
最高限度額	47.709 月分	47.709	月分	最高限度額	47.709 月分	47.709	月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)			定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)				
			1人当たり平均支給額				
				自己都合 9,837千円			
				勧奨・定年	三 20,524千円		

- (注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。
- ウ 地域手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在) 五霞町では支給していません。
- エ 特殊勤務手当(平成 30 年 4 月 1 日現在) 五霞町では支給していません。

### 才 時間外勤務手当

_		
	支給実績(平成29年度決算)	287千円
	職員1人当たり平均支給年額	
	(平成29年度決算)	144千円
	支給実績(平成28年度決算)	360千円
I	職員1人当たり平均支給年額	
	(平成 28 年度決算)	180千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職 員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

# カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

77 - 7 0,	ア他の子ョ(千成 29 午	1/11 -	701117		
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成29年	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成20年度決質)
扶養手当	他に生計の途がなく主 として職員の扶養を受 けている扶養親族のあ る職員に支給 ●配偶者 6,500 円 ●子 10,000 円 ●父母等 6,500 円 ※親族である子のうち 満16歳の年度初めから 満22歳になる年度末ま	<b>異</b> 同	<b>一</b>	度決算) 564千円	(平成29年度決算) 141,000円
	での子 1 人につき 5,000円加算				
住居手当	●借家の場合 月額12,000円を超える 家賃を払っている職員 に支給 ※家賃の額に応じて 27,000円を限度に支給	同	_	0千円	0円
通勤手当	●電車、バスを利用する場合 6か月定期の価格を基本として1か月当たり55,000円まで支給 ●乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて、2,000円~31,600円を支給	同	_	184千円	46,000円
管理職手当	課長(7級50,000円、6 級45,000円)、参事6 級42,000円、主席主幹 5級40,000円、主幹(5 級及び4級35,000円)	異	支給額	1,012千円	505, 838円